

# 犬を飼ったら

## 登録と狂犬病予防注射をしましょう

狂犬病は、人間を含むすべての哺乳類に感染し、発症するとほとんどが死んでしまう恐ろしい病気です。

海外からの侵入に備えて飼い犬に予防接種をすることが必要です。

### 登録する

生後 91 日以上の子犬を飼い始めたら、30 日以内に登録が必要です  
登録すると新富町の鑑札が交付されます

※ブリーダー業をされている方・猟犬を飼われている方も登録が必要です

### 狂犬病予防接種を受ける

愛犬が狂犬病にかかることを予防し、人への感染を防ぐことができます

体格の大小や、屋外犬・室内犬に関係なく、年 1 回の狂犬病予防接種を受けましょう

予防接種を受けると注射済票が交付されます

※予防接種時に「猶予証明書」をもらった際にはお知らせください

### 鑑札と済票を犬につけましょう

誰が見ても登録と注射を受けた犬とわかるようにしなければなりません

行方不明になった際にも飼い主の元に戻る可能性が高くなります

飼い主には狂犬病予防法によって以上のことが義務づけられています。  
登録および予防接種を行わなかった場合、**20 万円以下の罰金**が科せられます

### 【上記以外で届出が必要な場合】

- ・犬の死亡(死亡届)
- ・犬の飼い主が変更および新富町へ転入してきた(変更届)
- ・新富町外へ転出した場合は、転入先の市町村へ届出が必要です

ご不明な点は **新富町役場 環境対策課(0983-33-6072)**までご連絡ください